

埼玉県北部福祉事務所
社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会設置要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設の整備及び整備に対する補助金交付事務及び介護老人保健施設等整備事務の適正化を図るため、埼玉県北部福祉事務所社会福祉 法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関すること。
- (2) 社会福祉施設の整備及び整備に対する補助金に関すること。
- (3) 介護老人保健施設及び介護医療院の整備に関すること。
- (4) その他社会福祉法人、社会福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に関し必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 北部福祉事務所長
- (2) 副所長
- (3) 介護保険・施設整備担当部長
- (4) 生活保護・地域福祉担当部長

なお、上記のほか審査に必要な職員を出席させることができる。

- 2 委員会の委員長は、北部福祉事務所長の職にある者をもって充てる。副委員長は委員長が指定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(審 査)

第4条 委員会は、第2条（1）の事項にあつては、関係法令並びに社会福祉法人審査基準及び社会福祉法人審査要領に基づき審査を行うものとする。

- 2 委員会は、第2条（2）の事項にあつては、関係法令並びに国、県の整備方針及び別に定める「埼玉県社会福祉法人認可等審査要領（介護老人保健施設分を除く）」に基づき審査を行うものとする。
- 3 委員会は、第2条（3）の事項にあつては、関係法令並びに国、県の整備方針及び別に定める「埼玉県社会福祉法人認可等審査要領（介護老人保健施設及び介

護医療院)」等に基づき審査を行うものとする。

- 4 審査会は、第2条（4）の審査に当たっては、前3項の規定を準用する。
- 5 委員会の委員は、審査において知り得た個人に関する秘密を厳守しなければならない。
- 6 委員長は、委員会の審査事項のうち、全額自己負担の社会福祉施設の改修事業で、その変更の内容が軽易なものであると認めるときは、持ち回り審査をもって委員会の審査にかえることができる。

（会 議）

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

（関係者の説明）

第6条 委員長は、審査のために、法人代表者（設立代表者を含む。）等関係者を委員会へ出席させて、説明を求めることができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、介護保険・施設整備担当グループにおいて処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。